利用上の注意

1　調査の目的

商業統計調査は、全国の商業事業所を対象として、業種、従業者数、年間商品販売額等を調査し、商業事業所の分布状況や、商業活動の実態を明らかにすることを目的としています。

2　調査の根拠

商業統計調査は、統計法に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則に基づいて実施されています。

3　調査の期日

平成 19 年商業統計調査は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施しました。

4　調査の範囲

この調査は日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）の大分類「Ｊ－卸売・小売業」に属する事業所について実施しました。

なお、国、地方公共団体の経営する事業所や、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店）及び店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売等の事業所も調査の対象としています。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内※、有料道路内※）の中にある別経営の事業所についても調査の対象としています。

ただし、上記以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていません。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従者がいる場合は対象としています。

※については、平成 19 年調査から調査対象となりました。

5　調査の方法

調査方法は以下の（1）（2）による。

（1）　調査員調査方式

申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方式。

（2）　本社等一括調査方式

商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する方式。

6　産業分類の格付け

（1）　一般的な方法

ア　取扱商品が単品の場合は、商品分類番号５桁のうち上位４桁の分類番号で細分類を決定しま

す。

イ　取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位２桁の卸売品目（50～54）と小売品目（56～60）毎に集計し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業に格付けします（同額の場合は卸売業に格付け）。

産業分類の格付けについては、商品分類番号上位２桁毎の販売額で分類集計し、最も多い販売額の分類番号によって中分類（２桁分類）を決定し、同様に上位３桁、上位４桁と順に分類し、細分類（４桁分類）を格付けします。

(2)　特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業」「その他の各種商品卸売業」「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」「その他の各種商品小売業」「各種食料品小売業」「コンビニエンスストア」「たばこ・喫煙具専門小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

ア　「4911 各種商品卸売業（従業者が常時100 人以上のもの）」

別表１の財別（生産財、資本財、消費財）の３財にわたる商品を販売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の10 ％以上で、従業者が100 人以上の事業所をいいます。

イ　「4919 その他の各種商品卸売業」

別表１の財別の３財にわたる商品を販売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売額の50％未満で、従業者が100 人未満の事業所をいいます。

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財、消費財の３財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売業」だけで、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売業」だけの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとします。

別表１

財別	小分類	産業分類
生産財	501	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	522	化学製品卸売業
	523	鉱物・金属材料卸売業
	524	再生資源卸売業
資本財	521	建築材料卸売業
	531	一般機械器具卸売業
	532	自動車卸売業
	533	電気機械器具卸売業
	539	その他の機械器具卸売業
消費財	502	衣服・身の回り品卸売業
	511	農畜産物・水産物卸売業
	512	食料・飲料卸売業
	541	家具・建具・じゅう器等卸売業
	542	医薬品・化粧品等卸売業
	549	他に分類されない卸売業

ウ　「5497 代理商、仲立業」

「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けします。

エ　「5511 百貨店、総合スーパー」

別表２の衣（中分類56）、食（中分類57）、住（中分類58 ～ 60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の10 %以上70 %未満で、従業者が50 人以上の事業所をいいます。

オ　「5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時50 人未満のもの）」

別表２の衣、食、住にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50 人未満の事業所をいう。

カ　「5711 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、小分類「572 ～ 579」までのうち、３つ以上の小分類に該当する商品を小売りし、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50 %に満たない事業所をいいます。

キ　「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30 ㎡以上250 ㎡未満で、営業時間が14 時間以上の事業所をいう。

ク　「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

「60911 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90 %以上の事業所をいう。

別表２

衣・食・住別	中分類	産業分類
衣	56	織物・衣服・身の回り品小売業
食	57	飲食料品小売業
住	58 59 60	自動車・自転車小売業 家具・じゅう器・機械器具小売業 その他の小売業

7　業態分類について

業態分類とは、小売業の各事業所を、取扱商品や売場面積、営業時間等により分類したもので、その定義は別表３のとおりです。

別表３　業態分類表

区　分			セルフ方式(注1)	取扱商品(注2)	売場面積	営業時間	備考
1　百貨店							「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
	大型百貨店		×		6000㎡以上		
	その他の百貨店				6000㎡未満		
2　総合スーパー							
	大型総合スーパー		○		6000㎡以上		
	中型総合スーパー				6000㎡未満		
3　専門スーパー							
	衣料品スーパー		○	衣が70%以上	250㎡以上		
	食料品スーパー			食が70%以上			
	住関連スーパー			住が70%以上			
		うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
4　コンビニエンスストア			○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	産業分類「5791コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
	うち終日営業店					終日営業	
5　ドラッグストア			○	産業分類「601」に格付けされた事業所であって6011を扱っていること			
6　その他のスーパー			○				2、3、4、5以外のセルフ店
	うち各種商品取扱店(注3)						
7　専門店							
	衣料品専門店		×	561、562、563、564、5691、5692、5699のいずれかが90%以上			
	食料品専門店			572、573、574、575、576、577、5792、5793、5794、5795、5796、5797、5799のいずれかが90%以上			
	住関連専門店			5811、5812、5813、5814、582、591、592、599、601、602、603、604、605、606、607、6091、6092、6093、6094、6095、6096、6097、6099のいずれかが90%以上			
8　中心店							
	衣料品中心店		×	衣が50%以上			7に該当する小売店を除く。
	食料品中心店			食が50%以上			
	住関連中心店			住が50%以上			
9　その他の小売店			×				1、7、8以外の非セルフ店
	うち各種商品取扱店(注3)						

(注1)「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2)「取扱商品」の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58～60)に分類して集計したものをいう。

(注3)「各種商品取扱店」とは「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

8　集計項目及び用語の説明

(1)　事業所（商業事業所）
原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」をいいます。

事業所とは、原則として、一定の場所（一区画）を占めて、財（物）及びサービスの生産、販売又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われている場所（例えば、商店、事務所、営業所等）をいいます。

なお、露店、行商、旅商、屋台、立売等固定の設備がなく、営業場所が定まっていない場合は、商品の販売活動を行うための拠点となっている場所（事務所や自宅等）を事業所とみなします。

また、訪問販売、通信・カタログ販売、テレビショッピング、インターネットショッピング等の事業所についても同様です。

※　調査の対象となる事業所の基準
その他の基準は、以下のとおりです。

・　販売事業所とは別の場所にある倉庫等については、日本標準産業分類では独立した事業所として位置づけられていますが、当調査では管理元の事業所に含めています。
・　百貨店やスーパー等の一部を借りて営業している別経営の事業所、いわゆる「テナント」は同一構内にあっても別の事業所とします。
　ただし、外見上「テナント」と見られるケースでも、百貨店等が経営するいわゆる「消化仕入れ」の場合は百貨店等に含めて調査しています。
・　商業を営む法人企業等の本社又は本部が、商品の仕入れ販売を行わず、総務、労務等の管理業務だけを行っている場合も、調査の対象としています。
　ただし、全国単位ではなく、地域単位で管理業務を行う事業所は、調査の対象としません。
・　農家又は漁家が、屋敷内で店舗を持って商業を営んでいる場合には、農業又は漁業と切り離して、その店舗についてだけ調査の対象としています。
・　製造業者が別の場所に経営している販売事業所は、調査の対象としています。また、製造業者は販売先によって調査の対象とするものと、しないものがあり、その区分は次のとおりです。

調査の対象となる事業所（商業）	調査の対象とならない事業所（製造業）
製造小売 ・自店内で製造した商品を主としてその場所で一般消費者に販売している事業所 ・委託生産したものを自社において加工処理し、完成させた商品を主としてその場所で一般消費者に販売している事業所	製造卸売 ・自店内で製造した商品を再販業者に販売している事業所 ・委託生産したものを自社において加工処理し、完成させた商品を再販業者に販売している事業所
仕出し屋、給食センター ・主として一般消費者に販売している事業所（駅弁屋、弁当屋） ・主として一般消費者に販売している事業所	仕出し屋、給食センター ・主として再販業者に販売している事業所（駅弁屋、弁当屋） ・主として再販業者に販売している事業所
製造問屋 ・自らは製造を行わないで、委託生産したものを自社名で販売する事業所	

・　商品の販売と修理を併せ行っている事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は、修理料が商品販売額より多くても調査の対象としていますが、販売商品と同種でない商品の修理料収入が販売額より多い事業所や、修理を専業としている事業所は、サービス業となりますので、修理のために部品等を取り替えている場合でも対象としていません。

・　衣服の裁縫を行う事業所

材料の所有者によって調査の対象とするかどうか決まります。「店持ちの材料」により衣服を仕立てる事業所は対象としていますが、「個人持ちの材料」で仕立てる事業所や、「業者から材料を支給されて」衣服の製造を行う事業所は対象としていません。

・　農業協同組合

同一構内に農業協同組合が経営するガソリンスタンドやＡコープ等が独立の建物として存在し、専従者がいれば調査の対象としています。同一の建物に店舗がある場合は、対象としていません。

・　中央卸売市場

中央卸売市場に開設している「卸売業者」及び「仲卸業者」は調査の対象としていますが、中央卸売市場そのものは対象としていません。

・　料理品小売事業所

ハンバーガーショップ等、その場で飲食できる設備があり、持ち帰り販売（小売）とその場での飲食（飲食店）の両方を行っている場合、どちらの販売額が多いかにより調査の対象とするか否かを判断しますが、それが不明の場合は、飲食店扱いとし、対象としていません。

・　その他

はがき・切手販売所、宝くじ売場、金券ショップ、プレイガイド、貸衣装業等は、サービス業等に分類されるため、調査の対象としていません。

(2)　卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア　小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ　産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

ウ　主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテル等の設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら等））を販売する事業所

エ　製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

オ　商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。

カ　主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

なお、「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア　個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ　産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ　商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

例えば、時計小売店が時計の販売と修理を行っている場合

エ　製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局等

オ　ガソリンスタンド

カ　主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある、訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ　別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4)　単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所等を持たない事業所（１企業１事業所）をいいます。

(5)　本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とします。

また、本店だけが国内にあって、支店は全て国外にある場合も、「単独事業所」とせず「本店」とします。

(6)　支店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とします。

また、本店が国外にあって、国内には支店だけ存在する場合も、「単独事業所」とせず「支店」

とします。

(7)　開設時期

その事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。支店・営業所・出張所等の場合は、本店（本社）の開設時期ではなく、その支店等が開設された時期です。

ア　その時期を開設時期とする場合

- 現在の場所で新設されたとき
- 現在の場所に移転してきたとき（同一調査区内での移転は、移転とはみなしません）
- 他人から営業権を譲り受けたとき
- 会社その他の法人が、（対等）合併したとき
- 会社その他の法人が、他に吸収された場合で、吸収された側の会社等の事業所の場合
- 会社その他の法人が、分社・分割した場合で、分社・分割により新たに設立された会社等の事業所の場合
- 経営組織を変更したとき（「組織変更の登記」により経営組織を変更した場合を除く）

イ　その時期を開設時期とはしない場合

- 相続によって引き継がれたとき
- 火災その他の災害を受けた後、同一場所に営業を再開したとき
- 改築等により一時的に他の場所の店舗で営業していた後、元の場所に戻ったとき
- 会社その他の法人が、他を吸収した場合で、吸収した側の会社等の事業所の場合
- 会社その他の法人が、分社・分割した場合で、分社・分割した側の会社等の事業所の場合

(8)　従業者及び就業者

従業者とは、平成 19 年 6 月 1 日（又はこれに最も近い給与締切日）現在で、当該事業所の業務に従事している「個人業主」「無給家族従業者」「有給役員」「常用雇用者」をいいます。

就業者とは、従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

なお、長期欠勤者で 1 か月以上いかなる給与も受けなかった者は在籍者であっても除きます。

ア　「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。

イ　「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

ウ　「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。

エ　「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。

- 期間を定めずに雇用されている者
- 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者
- 平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

オ　「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

カ　「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営

の事業所から来て業務に従事している者をいいます。

キ　「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいいます。

(9) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手等の有価証券の販売額は含めません。

(10)　その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における商業活動以外の事業活動を調査したもので、消費税を含んだ金額です。

その他の収入額には、以下のものが含まれます。

ア　修理料

販売商品に関連した修理を行っている場合の修理料収入です。

イ　仲立手数料

他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合、その仲立行為から得た手数料収入です。

ウ　製造業出荷額

自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額の合計です。

エ　飲食部門収入額

飲食できる設備（イス・テーブル等）を有し、その場所で料理又はその他の食料品を飲食させて得た収入です。

オ　サービス業収入額

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、洗たく染色、貸衣装、写真撮影、コンビニエンスストアにおけるコピー、ＦＡＸ、デジタルプリント、宅配便取次手数料などのサービスの提供で得た収入です。

カ　上記以外の収入額

アからオ以外のその他の収入額です。営業外収益（受取利息、受取配当金、有価証券売却益等）や特別利益（固定資産売却益等）は除きます。

(11)　商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（製造小売の場合は原材料、半製品を含む）です。

商品手持額の評価は、原則として仕入れた際の原価によります。

他から販売を委託されている商品（受託品）は含め、他への販売を委託している商品（委託品）は含めません。なお、受託品の場合、販売価格から手数料を差し引いた価格を計上しています。

(12)　年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合

商品販売形態別の年間商品販売額については、その割合をもとに計算しています。

販売形態の区分については、以下のとおりです。

ア　店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいいます。なお、米屋・酒屋にみられるような店舗を有する小売業者が、ご用聞きとして定期的に家庭を訪問又は注文を受けて配達販売するもの及び一定地区を巡回するような移動販売についても店頭販売扱いとしています。

イ　訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品の販売・契約をした場合をいいます。ごく短い間、展示会場等で展示販売したものも含めます。

ウ　通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてＰＲを行い、消費者から郵便、電話、ＦＡＸ、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

エ　自動販売機による販売

設置場所の如何にかかわらず、商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。

オ　その他

上記のアからエ以外の販売形態の場合をいいます。例として、料理品の宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売、給食センター等があります。

(13) セルフサービス方式採用の有無

セルフサービス方式採用の事業所とは、下記条件による販売を売場面積の 50 %以上で行っている小売業事業所をいいます。

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいいます。例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店等があります。

(14)　売場面積

事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいいます。

売場面積には、以下の部分は含めません。

食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）、作業所

また、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所や、店頭販売を行っていない事業所については調査を行っていません。

(15)　営業時間

原則として調査日（平成 19 年 6 月 1 日）現在の事業所の開店、閉店時刻から算出したものです。

・　調査日が休業又は特別セール等により、開店、閉店時刻が通常と異なる場合は、調査日に近い時点の通常の時刻としています。
・　開店、閉店時刻がその事業所の部門によって異なる場合は、その事業所の主たる部門の時刻としています。
・　訪問販売員及び配達員が従事している事業所では、その事業所が店頭販売を行っている場合は、訪問販売員及び配達員の出店、帰店時刻は含んでいませんが、店頭販売を行っていない場合は含みます。
・　通信販売等については、従業者の勤務している時間となっています。

9　表章形式

(1)　統計表中、「－」は皆無又は該当数値のない場合を、「0」及び「0.0」は単位未満の数値を表します。また、「x」は１又は２の事業所に関する数値であり、個々の申告者の秘密保持のため秘匿した箇所です。

　なお、3 以上の事業所に関する数値でも「x」で表したのは、数値が前後の関係等から判明する恐れがある場合に秘匿した箇所です。

(2)　単位未満は、四捨五入しています。また、比率は、小数点２位を四捨五入しているため、構成比は合計と内訳が一致しない場合があります。

(3)　調査項目が割合のものについては、その割合を基に数値を算出しました。したがって、積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しません。

10　その他

(1)　この報告書の数値は、本市が独自集計した数値であり、経済産業省及び千葉県が公表する数値と相違することがあります。